様式第5号（第4条関係）

全部休業した日数　　　日一部休業した日数　　　日

年　　月　　日から年　　月　　日まで

休業補償請求書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | 請求回数 | 第　　回 |
| （教育委員会の長の職氏名）  　　　　　　　　様  下記の休業補償を請求します。 | | | | 請求年月日 | 年　　月　　日 | | |
| 請求者の住所    ふりがな  氏名 | | | |
| １  被災学校医等に関する事項 | 所属学校名 |  | | 職業 |  | | |
| 氏名  生年月日　　　　　　年　　月　　日 | | | | | | |
| 負傷又は発病の年月日 | | | 年　　月　　日 | | | |
| ２  請求日数等 | のうち　　　日｛  全部休業した日に支払われた給与の総額　　　　　　　　円  一部休業した日に支払われた給与の総額　　　　　　　　円 | | | | | | |
| ＊  ３  所属学校長の証明 | １及び２については、上記のとおりであることを証明します。  　　　　　　年　　月　　日  所在地  所属学校の　学校名  長の職氏名　　　　　　　　印 | | | | | | |
| ４　休業補償 | 全部休業した日についての計算  (Ａ) | | （補償基礎額）　　（請求日数）（全部休業した日に支払われた給与の総額）  円××　　　　－　　　　　　円＝　　　　円 | | | | |
| 一部休業した日についての計算  (Ｂ) | | （補償基礎額）　　（請求日数）（一部休業した日に支払われた給与の総額）  円××　　　　－　　　　　　円＝　　　　円 | | | | |
| 休業補償請求金額  (Ａ)＋(Ｂ) | | 円 | | | | |
| ５　厚生年金保険法等の適用関係 | | | □　　　　　　　　　　の被保険者である。  □被保険者でない。 | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊６　医師 | 傷病名 | |  | | | |
| 請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数  　　年　　月　　日から  　　年　　月　　日までのうち　　　日 | | | | 現在の状態  　　年　　月　　日  □治癒　□死亡　□中止　□転医  □継続中 | |
| ７　送金希望の場合 | 口座振替 | 振込先金融機関名 | | 銀行  支店 | ＊受付 | 年　　月　　日 |
| □普通預金  　□当座預金 | | | ＊決定　金額 | 政令第６条の制限  　　 □有 　　□無 |
| 円 |
| 口座番号 | |  |
| 口座名義人 | |  | ＊通知 | 年　　月　　日 |
|  | | | ＊支払 | 年　　月　　日 |

［注意事項］

１　請求者は、＊印の欄には、記入しないでください。また、該当する□に***レ***印を記入してください。

２　「２　請求日数等」の欄には、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）第４条ただし書に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入してください。

３　「＊６　医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はありません。

４　この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務局の事務所等を記載した書類を添付してください。

(１)　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(２)　国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(３)　国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(４)　厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の４の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

(５)　障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

(６)　障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

５　「７　送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について口座振替による支払を希望する場合に記入してください。

６　学校医等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくはこれらの原因となった事故を生じさせた等のときは、政令第６条の規定により休業補償の全部又は一部を行わない場合があります。

７　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、様式第12号により、届け出てください。